

第7章 豊川市成年後見制度利用促進 計画

1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）により、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めることが市町村の努力義務とされました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置付け、取り組んできたところですが、この基本的な計画の策定にあたり、地域福祉計画をはじめとする他の計画と有機的に連携を図り、進めることが重要です。

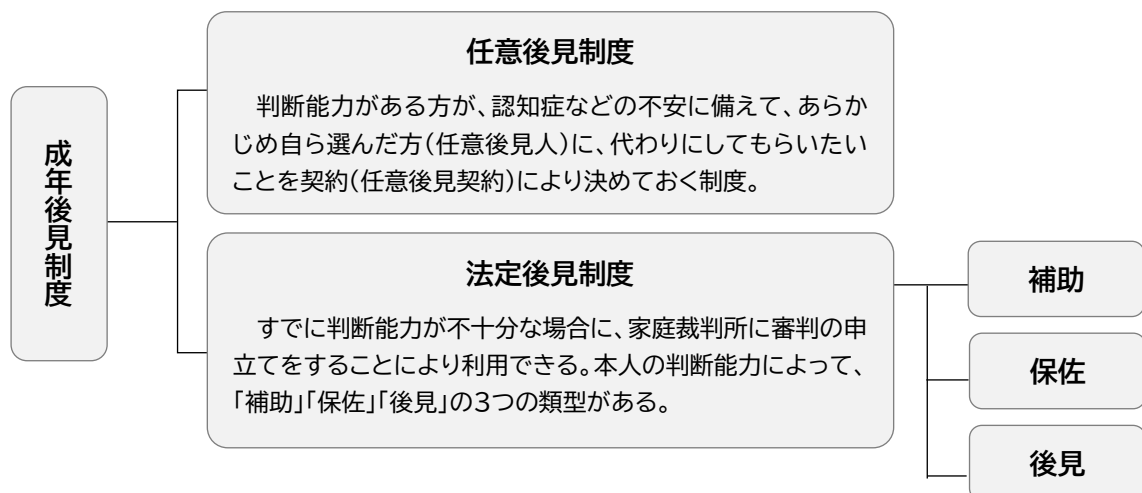
そこで、本市として新たに「豊川市成年後見制度利用促進計画」を策定し、「第 4 次豊川市地域福祉計画」の中にある「権利擁護の推進」と連動性を高め、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する取り組みを総合的・計画的に進めていきます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方が、本人の財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律的に保護し支援する制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の 2 つの種類があります。「任意後見制度」は、現在、判断能力がある方が、認知症などの不安に備えて、あらかじめ自らが選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）により決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。「法定後見制度」は、すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に審判の申立てをすることにより利用できます。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の 3 つの類型があり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法律的に保護し支援する制度です。

■成年後見制度の種類



■成年後見制度の類型

類型	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	常に判断能力を欠いている人
支援する人	補助人	保佐人	成年後見人
支援する人が与えられる権利	本人の望む契約・手続などの同意・取消や代理	財産上の重要な契約などの同意・取消と本人の望む代理	すべての契約などの代理・取消
	※日常生活に関する行為は除く		

(3) 計画の位置付け

「豊川市成年後見制度利用促進計画」は、「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を示すものです。策定にあたっては、本市における地域福祉計画をはじめとする各種関連計画との整合を図ります。

(4) 計画の期間

「豊川市成年後見制度利用促進計画」の計画期間は、「第4次豊川市地域福祉計画」と合わせて令和5年度から令和9年度までの5年間として定めます。しかし、国が第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の中で、成年後見制度等の見直しに向けた検討をはじめていることから、計画期間中であっても、状況の変化により必要に応じて、見直しを行います。

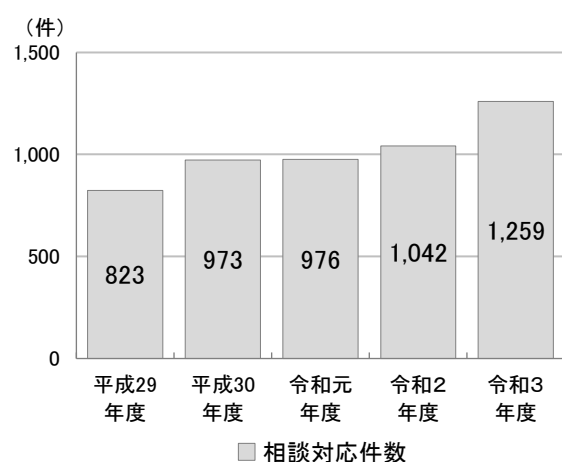
2 本市の成年後見制度における状況

(1) 相談対応件数及び市長申立件数

本市成年後見支援センターにおける認知症高齢者及び知的、精神障害者に関する成年後見制度の相談対応件数は増加しており、令和3年度には前年度比20%増の1,259件となっています。また、福祉的援助が必要で二親等以内の親族がいない方などに対して行う豊川市長申立の件数は、近年6～7件程度で推移しています。令和3年度には、認知症高齢者で6件、知的、精神障害者で0件となっています。

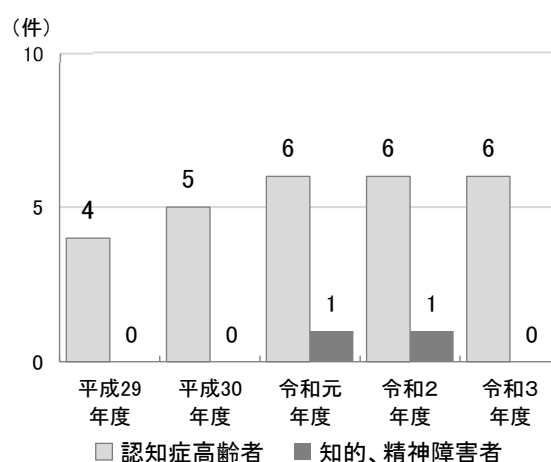
本市の成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、令和3年には成年後見が191人、保佐が33人、補助が17人となっています。

■相談対応件数（延べ人数）



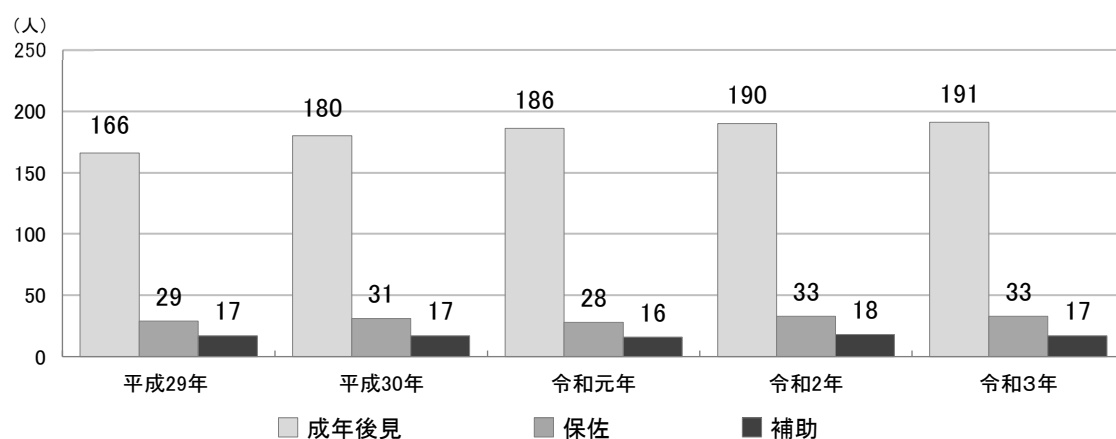
資料：豊川市成年後見支援センター（各年度末日現在）

■豊川市長申立件数



資料：介護高齢課、福祉課（各年度末日現在）

■豊川市の成年後見制度の利用者数



資料：名古屋家庭裁判所（各年12月末日現在）

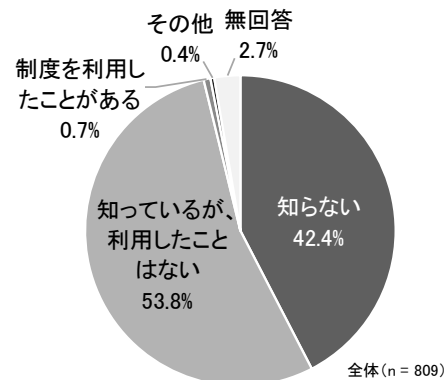
(2) 市民アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況

「第4次豊川市地域福祉計画」策定に向けて、令和3年度に市民アンケート調査の中で成年後見制度についてのアンケート調査を実施しました。

①成年後見制度の認知度・利用状況

成年後見制度の認知度・利用状況は、「知っているが、利用したことはない」が53.8%と最も高く、次いで「知らない」が42.4%となっています。「制度を利用したことがある」方は1%にも満たない状況です。

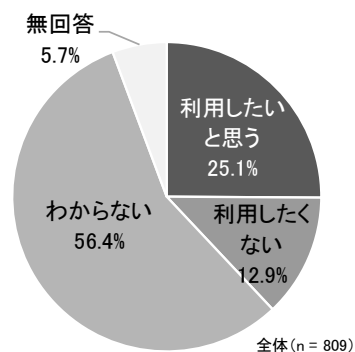
■成年後見制度の認知度・利用状況（単数回答）



②成年後見制度の利用意向

本人または親族等の判断能力が不十分となった場合の成年後見制度の利用意向は、「わからない」が56.4%、次いで「利用したいと思う」が25.1%となっています。成年後見制度への関心と制度理解を促進する必要があります。

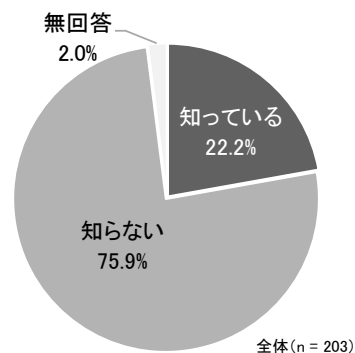
■成年後見制度の利用意向（単数回答）



③成年後見制度の相談窓口の認知度

②で「利用したいと思う」と答えた方のうち、成年後見制度の相談窓口の認知度は、「知らない」が75.9%、「知っている」が22.2%となっています。相談窓口の周知を一層図る必要があります。

■成年後見制度の相談窓口の認知度（単数回答）



(3) 活動者アンケート調査から見る成年後見制度の認知状況

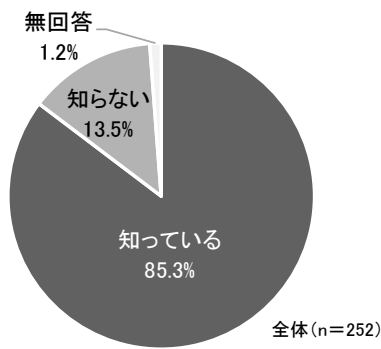
「第4次豊川市地域福祉計画」策定に向けて、令和3年度に活動者アンケート調査の中で成年後見制度についてのアンケート調査を実施しました。

①成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、民生委員・児童委員では「知っている」が85.3%、「知らない」が13.5%となっています。

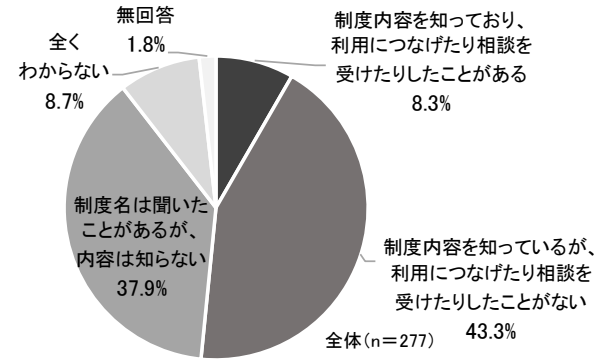
福祉委員、ボランティア活動者では「制度内容を知っているが、利用につなげたり相談を受けたりしたことがない」が43.3%と最も高く、次いで「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.9%となっています。

■成年後見制度を知っているか(単数回答)



※回答者:民生委員・児童委員

■成年後見制度をどの程度知っているか(単数回答)



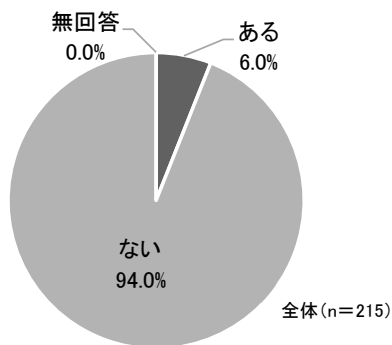
※回答者:福祉委員、ボランティア活動者

②成年後見制度の相談等について

民生委員・児童委員で成年後見制度を知っている方のうち、成年後見制度について相談を受けたり、関係機関へ取り次いだりした経験は、「ない」が94.0%、「ある」が6.0%となっています。

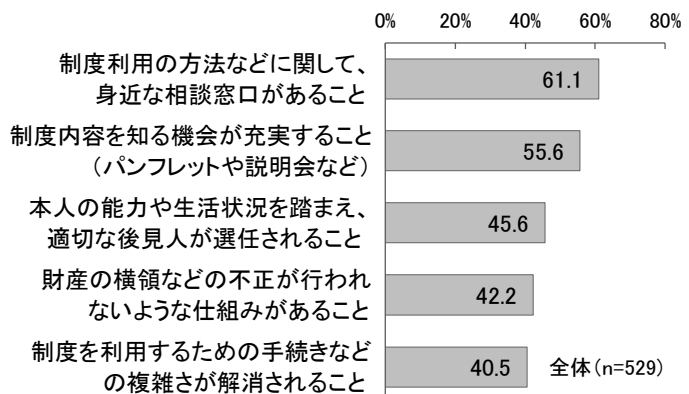
成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が61.1%と最も高く、次いで「制度内容を知る機会が充実すること(パンフレットや説明会など)」が55.6%となっています。

■成年後見制度について相談を受けたり関係機関へ取り次いだ経験(単数回答)



※回答者:民生委員・児童委員

■成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うこと(上位5位)(複数回答)



(4) 豊川市成年後見支援センター運営委員会委員からの意見

本計画の策定にあたり、豊川市成年後見支援センター運営委員会委員から、意見聴収を行いました。成年後見制度の利用促進に向けた課題等について質問し、その意見を、支援者の立場（市、医療及び福祉関係機関・団体）、受任者の立場（後見業務に携わっている職能団体や法人）に分けて整理しました。その内容については、以下のとおりとなっています。

支援者の立場
・成年後見制度の利用促進のためには、制度の複雑さが解消されること、身近に相談窓口があることが求められている。 ・成年後見制度の利用にあたっては、経済的負担や意思決定が制限されることの不安から、利用にためらいがある。 ・支援者側の制度理解を深めるために、本人情報シートの書き方など、実践演習が効果的だと思う。 ・障害者本人への成年後見制度の周知が難しい。 ・ひとり暮らし高齢者は、認知機能が低くなってからつなぐと大変であり、なるべく早い段階で本人と接触し、支援ができるとよい。 ・親族後見人であっても、成年後見人等の意見は大きく反映されるため、チームによって支援するべきだと思う。 ・専門職後見人が付く場合が多いと聞いているが、親族後見人や市民後見人が付けるようサポートできる体制があるとよい。
受任者の立場
・支援者側の制度の理解が不十分であり、支援者への制度の周知が必要である。 ・在宅で過ごしたい本人の意向の尊重と、支援者間の意見のすり合わせ等の調整が難しい。 ・頻回な支援が必要とされるが金銭的にゆとりがない場合に、福祉サービスへのつなぎ方が難しい。 ・経済的搾取を受けている場合、成年後見人等をつけて適正に管理することが必要だが、利害関係者の反対にあうこともあり、対応に苦慮する。 ・意思表示が困難な方に対して、意思決定の見える化の支援が必要であり、意思を酌む支援チームが求められる。 ・成年後見制度の認知度の向上が図られた際には、成年後見人等の担い手確保や受け皿確保などの体制整備が求められる。 ・身寄りがいない方の場合、さまざまな対応を求められる。市民後見人等の事実行為について、線引きをどうするか悩ましい。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるまちづくり	I 成年後見制度の周知と 利用しやすさの向上	①成年後見制度の啓発と制度理解の推進 ②意思決定支援に関する周知と研修の開催 ③後見人等候補者の適切な推薦等の実施 ④成年後見制度利用支援事業の充実
	II 権利擁護支援の 地域連携ネットワーク の構築	⑤中核機関及び協議会の設置 ⑥権利擁護支援が必要な人の早期発見と 早期支援の推進 ⑦本人を取り巻く支援体制の整備
	III 権利擁護支援への 多様な主体の参加と 地域づくりの推進	⑧権利擁護支援に関するニーズの把握 ⑨権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援 ⑩法人後見の支援 ⑪日常生活自立支援事業との連携推進

4 施策の内容

基本目標Ⅰ 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい制度の周知に努めます。

本人の意思決定や身上保護を重視した支援が行われるよう、各関係機関に対して理解を促し、支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

- ・成年後見制度について、市民が制度そのものを知らなかったり、その意義について十分に理解されていない状況です。成年後見制度について広く周知し、多くの方が正しく理解できるよう取り組みを進める必要があります。
- ・支援者側においても、成年後見制度に関する理解度や経験に個人差があり、支援者を対象とした学習の機会が必要です。
- ・成年後見制度の利用を希望する人が、手続きの煩雑さや経済的な負担の大きさにより、利用を断念してしまうことがないよう、さまざまな段階での支援が必要です。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
①	成年後見制度の啓発と制度理解の推進	○パンフレットやSNS等を活用したわかりやすい情報発信を行います。 ○対象者のニーズに合わせた講演会、研修会、出前講座等を開催し、制度の理解を深めます。
②	意思決定支援に関する周知と研修の開催	○意思決定支援に関するガイドライン等についての研修会を開催するとともに、普及啓発に取り組みます。
③	後見人等候補者の適切な推薦等の実施	○本人の状況や意思を踏まえ、適切な後見人等候補者を推薦できるよう受任調整の機能を強化します。
④	成年後見制度利用支援事業の充実	○虐待等によって侵害された権利の回復や本人の福祉の増進を図るため、市長申立を適切に実施するとともに、必要となる費用を助成する成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

身近な地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築します。

既存の組織やしくみを活用し、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う中核機関及び協議会を設置します。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢化等の進行により、高齢者のみの世帯や8050世帯が増えている昨今、家族や地域のつながりの希薄化によって、地域の中でも権利擁護のニーズを把握することが難しくなっています。
- ・ 判断能力が不十分なため、虐待等の権利侵害やセルフネグレクトなどについて、自ら相談することやSOSを発することができない高齢者や障害者が増えています。
- ・ 本人の状況の変化に適切に対応できるように、本人や支援者等を含めたチームで支える体制を強化する必要があります。体制整備を担う中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置付け等を定めていく必要があります。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
⑤	中核機関及び協議会の設置	○中核機関の機能について具体的に検討し、権利擁護支援の要となる中核機関を設置します。 ○既存の組織を活用し、権利擁護支援の課題や取り組み等を協議する協議会を設置します。
⑥	権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援の推進	○地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所などとの連携を図り、権利擁護が必要な人の初期相談のための取り組みを強化するとともに、地域連携ネットワークを整備します。 ○専門職による相談会などを実施し、早期の段階から、身近な地域で相談できる体制を整備します。
⑦	本人を取り巻く支援体制の整備	○後見等開始前には、親族、福祉・医療・地域等の関係者が、後見等開始後には、これに成年後見人等が加わり、意思決定支援や身上保護等の必要な対応ができる支援体制を整備します。

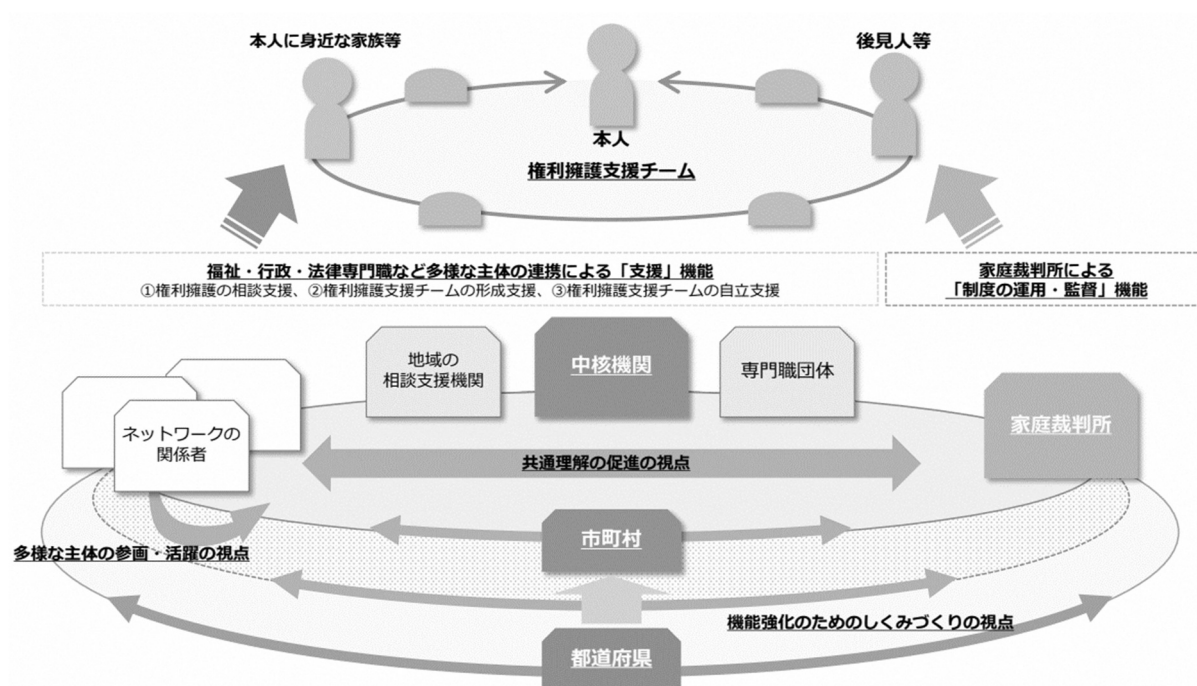
※中核機関：専門職による専門的助言などの支援の確保や、協議会の事務局機能など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

※協議会：後見開始等の前後を問わず、「権利擁護支援チーム」に対し、法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

※権利擁護支援：地域共生社会の実現をめざす包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。

■地域連携ネットワークのイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ概要」

基本目標Ⅲ 権利擁護支援への多様な主体の参加と 地域づくりの推進

地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援を必要とする方が適切な制度を利用し、地域で安心して暮らせる、誰もが支えあうまちづくりをめざします。

成年後見人等の担い手の確保や育成に努め、成年後見制度を安心して利用することができる環境を整備します。

【現状と課題】

- ・地域共生社会の実現に向け、社会参加や地域づくりを促進する観点から、より多くの市民が権利擁護支援に参加できる取り組みが求められています。
- ・成年後見制度の対象者が増えているにも関わらず、利用が進んでいないことから、より多様な成年後見制度の担い手の確保と育成が求められています。
- ・身寄りのない方、親亡き後、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる体制づくりが求められています。

【主な取り組み】

No.	施策	施策の内容
⑧	権利擁護支援に関するニーズの把握	○当事者団体や福祉関係者に対して、権利擁護支援が必要な方のニーズ把握調査を行います。 ○把握したニーズをもとに、地域課題を分析・整理し、協議会等を活用して、新たな取り組みを調査・研究します。
⑨	権利擁護支援に携わる人材の育成・活躍支援	○市民後見人の活動内容等について検討し、育成・活躍支援の方針を定めます。 ○より多くの市民が権利擁護支援活動に参加できる取り組みを推進します。
⑩	法人後見の支援	○法人後見を担う法人等との情報交換会を開催し、市民後見人の育成の状況を踏まえつつ、担い手不足に対応できるようなしくみを調査・研究します。
⑪	日常生活自立支援事業との連携推進	○利用者が多様な選択ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を推進します。